

施設等従事者の PCR 検査事業 Q & A

【対象者について】

Q1:対象者、対象施設の範囲はどのようになっていますか？

A1:高齢者施設・障害者施設(入所、通所、訪問)、小・中学校、保育園・幼稚園等を予定しています。

対象者については、それぞれの施設で勤務している従事者で、常勤、非常勤、パート等も含まれます。また、業務の一部を委託している業者が、同じ施設内で勤務している場合も対象者に含まれます。

Q2:症状がある人は検査を受けてもいいですか？

A2:症状がある人は、この検査の対象ではありません。検査の申し込みから結果までに時間を要しますので、症状がある方はまずは、医療機関への受診をお勧めします。その際、医師が新型コロナウイルス感染症の検査が必要と判断すれば保険診療で検査ができます。

【検査について】

Q1:検査を1回にまとめることが難しく、検査を分けることは出来ますか？

A1:従業員数が多く、1回で取りまとめることが困難等の理由がある場合は、回数を2回に分けて検査することが出来ます。ただし、検査回数を分けることで送料が別途必要になることから可能な限り、1回で行っていただければと思います。

例えば、シフト制の職場などにおいては、検査日の朝、夜勤明けの方が検体採取を行い、日勤の方は日中に、夜勤に入る方は夜勤前に検体採取を行うなど、可能な限り1回で行うことができる採取時間の工夫をお願いできればと思います。

Q2:この検査は申し込みから結果まで何日で出来ますか？

A2:申し込みから結果までは約9日間かかります。

検査の詳細につきましては、コールセンターがございます。ご不明なことがありましたら、電話又はメールにてお問合せください。

電話 050-1741-3930

メール <https://pcr.helpo.jp/contact/>

Q3:検査の申し込み開始日と終了日を教えてください。

A3:申し込み受付開始日は、令和3年1月12日（火）です。1月12日に申し込みされた場合は、検査日は1月15日（金）以降で、検査受付が空いている日になります。

また、申し込み終了日は、検査日が3月31日の分までになります。検査の空き状況では、3月下旬の申し込みが出来ない場合がありますので、ご了承ください。

Q4:検査の流れを教えてください

A4: ① 検査の申し込み・受付

- ・施設等からの申し込み受付は委託業者の専用ウェブサイト上で行います。
- ・申し込み開始日から約3～4日後以降で検査受付が空いている日が指定されます。
- ・申し込みの前に、施設管理者等が、委託業者が提供する検体の梱包に関する説明動画を視聴し、簡単なテストを受けてもらいます。

② 検査対象者への説明・同意取得

- ・施設管理者等が、委託業者が提供するマニュアルを参考に検査を希望する施設等従事者に検査や専用アプリ登録についての説明及び検査の同意取得を行います。

③ 検体採取・回収・運搬

- ・検体採取は施設等従事者が自ら行い、施設管理者等において取りまとめを行います。
- ・提出する検体は唾液で、指定の容器で採取します。
- ・梱包に関する説明動画どおりに検体を梱包し、回収に来た委託業者へ渡します。

④ 検査結果の通知

- ・検査終了後、委託業者が施設管理者や施設等従事者に電子メール等で通知します。

Q5:この検査は必ず受けなければならないですか？

A5:希望者検査（任意検査）ですので、強制ではありません。施設側で本人同意を取ってもらった上で、検査をして下さい。

Q6:施設としては、受けてほしいと思うが、受けない人がいる場合は?

A6:希望者検査（任意検査）ですので、強制で検査はできません。また、仮に陽性となった場合は、本人に確定検査を受けて頂く必要があります。今後のこともありますので、施設側で本人同意を取ってもらった上で、検査をして頂きたいと思います。

Q7:1回のタイミングは、どの時期にすればいいのか?

A7:市内の感染状況や傾向などを、施設所管課を通してのメールや通知、市のHPを活用して、適宜、情報提供していきます。

施設側は感染状況を参考にこの事業を有効に活用していただければと考えております。また、学校や保育園等においては、例えば、施設内で卒業式などの大きな催しの開催も予定されておられるかと思っておりますので、そういった場面などで活用いただくことも良いかと思っております。

Q8:個人で申し込むことは出来ますか?

A8:施設単位での申し込みとなりますので、個人でこの検査事業に申し込みはできません。どうしても、個人で検査を希望される場合は、医療機関で医師に検査を出来るか相談して頂きたいと思っております。

Q9:個人情報は大丈夫でしょうか?

A9:施設管理者の方には検査対象者の方の情報を管理していただきますが、検査時の個人ごとの検体はバーコードを貼ったシールで管理されるため運送業者などに個人情報が洩れることはありません。アプリ及び施設管理者システムには氏名等を登録する必要がありますが、仮名（ニックネーム）でも構いません。

ただし、検査結果が陽性となった場合は、確定検査が必要ですので、受検者から保健所に報告して頂くことはあります。

Q10:スクリーニング検査結果が出るまでは、施設は休業する必要があるのか?

A10:休業する必要はありません。しかし、検査結果が陽性となった受検者は、確定検査を受ける必要があります。なお、確定検査の結果が出るまでの間は、仕事を休んで頂きたいと思っております。

【陽性対応について】

Q1:この検査で陽性となった場合はどのように対応すればいいのか?

A1:この検査の過程には、医師が関与せず、確定検査にはならないため、陽性の結果が出た場合は、速やかに保健所が案内する検査を受けて頂き、確定診断を行う必要があります。

陽性の結果が出た場合は、久留米市新型コロナウイルス相談センターに電話してください。担当から、検査のご案内や、必要時、施設の状況の聞き取りをさせていただきます。

Q2:施設で陽性者が出た場合にこの検査は使えるのか?

A2:陽性者が出た場合は、保健所から施設等に聞き取りをさせて頂き、必要な接触者に行政検査をします。この検査事業は、あくまでスクリーニング検査ですので、陽性者が出た場合は、保健所での行政検査を実施します。